

## 第 1 7 回町田市農業委員会総会議事録

( 2 0 2 3 年 7 月 2 5 日 )

- 議 長 　　ただ今から、第 1 7 回 町田市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の署名委員は 9 番・石川委員、 1 1 番・若林委員を指名いたします。
- それでは議案の審議に入ります。
- 日程第 1、議案第 4 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。
- 別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。
- 事務局課長 　　( 1 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
- 議 長 　　事務局担当者より農地法第 4 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。
- 事務局 　　( 農地法第 4 条許可の流れ、許可の要件について詳細を説明)
- 議 長 　　暫時、休憩いたします。
- ( 休 息 )
- 議 長 　　再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。
- 北島委員 　　( 耕作状況等報告)
- 議 長 　　議案の説明は終わりました。
- これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
- 石坂委員 　　面積が過大でないとはどのように判断するか、また、東側隣接地は無番地か？
- 事務局 　　面積については、事業計画書・土地利用計画図に基づき、必要最低限の面積となっているかを確認しています。東側隣接地は赤道であり無番地です。
- 石坂委員 　　5 台分とのことであるが、過大ではないか？
- 事務局 　　事業計画書・土地利用計画図に照らし合わせ、進入路・通路・折り返しスペースの面積等を考慮し、適正であると判断していません。
- 議 長 　　他にご質問はございませんか？ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。
- これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての

意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決します。

続いて日程第 2、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1 件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)  
議長 事務局担当者より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の要件等について説明)  
議長 暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。  
それでは、農地担当委員から、ご報告をお願いいたします。

本橋委員 (借人の耕作状況等報告)  
議長 ありがとうございます。

本議案については、本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

石川委員 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。  
議長 ありがとうございます。これより「旧第 15 条第 4 項に基づく農用地利用集積計画 1 件の市長に対する要請について」審議いたします。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これより採決に入ります。

本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項およ

び報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法 4 条 3 件、5 条 2 1 件、納税猶予に関する適格者証明書 0 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書 3 件）  
報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 0 件）

議長 長 暫時、休憩いたします。

（ 休 憩 ）

議長 長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。